三　耐力壁の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合しなければならない。

イ　次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること

(1)　無開口壁パネルを使用し、かつ、有開口壁パネルを使用しないこと。

(2)　垂れ壁パネル（無開口壁パネルを垂れ壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。）を設ける場合にあっては当該垂れ壁パネルの両側、腰壁パネル（無開口壁パネルを腰壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。）を設ける場合にあっては当該腰壁パネルの両側に、袖壁パネル（無開口壁パネルを袖壁として使用する場合における当該無開口壁パネルをいう。以下同じ。）（ロに適合する耐力壁の構造と同一の方向（張り間方向及び桁行方向をいう。以下同じ。）で併用する場合にあっては、袖壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分）を設け、構造耐力上有効に緊結しなければならない。

(3)　無開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、無開口壁パネル（垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。）の上下四隅は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(i)　次に掲げる部分を緊結すること。

(イ)　ＣＬＴパネル工法を用いる建築物等の最下階の壁パネルと基礎又はこれに類する部分

(ロ)　上下階の壁パネル相互又は壁パネルと床版、小屋組若しくは屋根版

(ii)　接合部は、当該接合部に生ずる引張応力を伝えるように緊結すること。

ロ　次の(1)から(3)までに掲げる基準に適合すること

(1)　有開口壁パネル又は有開口壁パネル及び無開口壁パネル（垂れ壁パネル、腰壁パネル及び袖壁パネルを除く。以下「独立無開口壁パネル」という。）を使用すること。

(2)　有開口壁パネルの端に袖壁部分を設けない場合にあっては、当該有開口壁パネルの垂れ壁部分又は腰壁部分（袖壁を設けていない部分に限る。）は、当該有開口壁パネルと同一方向に設けた独立無開口壁パネル（イに適合する耐力壁の構造と同一の方向で併用する場合にあっては、無開口壁パネル（垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。）又は他の有開口壁パネルの袖壁部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。

(3)　独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分の上下四隅は、イ(3)(i)及び(ii)に掲げる基準に適合しなければならない。

ハ　次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること

(1)　ロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。

(2)　独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルは、構造耐力上主要な部分である床版その他の部分と構造耐力上有効に緊結しなければならない。この場合において、独立無開口壁パネル及び有開口壁パネルの袖壁部分の上下四隅は、イ(3)(i)及び(ii)に掲げる基準に適合しなければならない。

四　地階の壁は、鉄筋コンクリート造としなければならない。ただし、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分以外の壁は、構造耐力上安全なものとした壁パネルを使用することができる。

第六　小屋組等

第四第一号から第五号までに掲げる基準に適合する構造としなければならない。この場合において、これらの規定（第四第一号を除く。）中「床版」とあるのは「小屋組又は屋根版」と、「床パネル」とあるのは「屋根パネル」と、同号中「床版は」とあるのは「小屋組又は屋根版は」と、「耐力壁（最下階に床版を設ける場合にあっては、土台又は基礎）」とあるのは「耐力壁」と読み替えるものとする。

第七　防腐措置等

一　土台及び耐力壁が基礎と接する面の下地には、防水紙その他これに類するものを使用しなければならない。

二　地面から一メートル以内の構造耐力上主要な部分（床版の屋外に面しない部分を除く。）に使用する木材には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、しろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

三　構造耐力上主要な部分のうち、直接土に接する部分及び地面から三十センチメートル以内の外周の部分は、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨造とするか、又は腐朽及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講じなければならない。

四　腐食のおそれのある部分及び常時湿潤状態となるおそれのある部分の部材を緊結するための金物には、有効なさび止めのための措置を講じなければならない。

第八　保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算

令第八十一条第二項第一号イに規定する保有水平耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算は、次に定める基準に従った構造計算とする。

一　令第三章第八節第一款の二に定めるところによること。この場合において、令第八十二条の三第二号中「各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靭性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「平成二十八年国土交通省告示第六百十一号第八第二号に定める数値」と読み替えるものとする。

二　建築物の各階のDsは、次のイからトまでに定める基準に適合する場合にあっては耐力壁の構造並びに無開口壁パネル（垂れ壁パネル及び腰壁パネルを除く。）及び有開口壁パネルの袖壁部分（以下「無開口壁パネル等」という。）の長さに応じて次の表に掲げる数値以上の数値とし、当該基準に適合しない場合にあっては〇・七五以上の数値とする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靭性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

イ　耐力壁の構造が、次のいずれかに適合するものであること。

(1)　第五第二号及び第三号イ(2)を除く。）又はロ(2)を除く。）に掲げる基準に適合すること。

(2)　第五第二号及び第三号ハ(1)（同号ロ(2)に係る部分に限る。）を除く。）に掲げる基準に適合すること。

ロ　無開口壁パネル等の長さが九十センチメートル以上であること。

ハ　垂れ壁パネル及び有開口壁パネルの垂れ壁部分（以下「垂れ壁パネル等」という。）並びに腰壁パネル及び有開口壁パネルの腰壁部分（以下「腰壁パネル等」という。）の長さが七十センチメートル以上四メートル以下であること。

ニ　引張応力を負担する接合部（以下「引張接合部」という。）が、その緊結する部分に応じて、それぞれ次に定める基準に適合すること。

(1)　第五第三号イ(3)(i)(イ)に掲げる部分　当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局引張耐力時の変形量が四センチメートル以上で、伸び率（当該接合部の引張応力に対して有効な部分の長さに対する当該部分の終局引張耐力時の変形量の割合をいう。以下同じ。）が十パーセント以上であること。

(2)　第五第三号イ(3)(i)(ロ)に掲げる部分　当該接合部の引張応力に対して有効な部分の終局耐力時の変形量が二センチメートル以上で、伸び率が十パーセント以上であること。